

令和8年度 安全衛生方針・安全衛生目標と重点実施事項達成方策

<p style="text-align: center;">安全衛生方針</p>		<p>1. 労働安全衛生に関する法令並びに当社の安全衛生に関する規程を守り、全従業員の協力の下に労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施および運用し、安全衛生水準の継続的な向上を図る。</p> <p>2. 機械、設備が適切に使用できるよう、これらについて構造並びに使用方法の水準を向上させる。</p> <p>3. 安全衛生確保の重要性が全従業員に理解され、確実に実行されるよう安全衛生教育を徹底する。</p>		
<p style="text-align: center;">安全衛生目標</p>		<p>(1) 労働災害 0件</p> <p>(2) 交通事故 0件</p> <p>(3) 公衆災害 0件</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">安全衛生スローガン つみ取ろう危険の芽 達成しよう0災害！</p>		
<p style="text-align: center;">重点実施事項</p>		<p style="text-align: center;">店社が実施する事項</p>	<p style="text-align: center;">作業所が実施する事項</p>	<p style="text-align: center;">関係請負人が実施させる事項</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">1 労働災害の防止</p>	<p>①墜落・転落の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足場の確実な組立と点検の実施 ・有資格者による足場の組立解体作業の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工検討会参画時、高所作業の有無、安全な作業床の設置を指導する。 ・社員に対し必要な知識の習得の為、社員教育を実施する。 ・重点管理現場のパトロールを実施する。 ・災害・事故情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な作業床を計画し設置する。 ・足場の組立て、変更後および悪天候後等は足場の点検を実施する。 ・墜落のおそれがある作業は、安全ネットを設置し、墜落制止器具を確実に使用させる。 ・高所作業は、作業手順を事前に審査する。 ・可搬式作業台を使用させ脚立使用は許可制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業主任者、特別教育修了者を配置する。 ・高所作業ではフルハーネス型墜落制止器具を使用する。 ・可搬式作業台の使用を原則とし、脚立使用の際は作業所の許可を得る。 ・事業主は足場の組立・解体に係る作業員に、特別教育を受講させる。 ・事業主は足場の点検者を選任し、作業開始前に作業で使用する範囲の点検を行い点検結果及び点検者の氏名を記録に残す。 ・事業主は定期的に現場巡視を行なう。
	<p>②建設機械・クレーン等災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業計画の策定 ・立入禁止措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係請負人に対する特別教育を実施する。 ・施工検討会に参加し、作業計画書の確認、支援を行う。 ・パトロール時に作業打合せ書の確認、指導を行う。 ・災害・事故情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械等の種類、能力、作業方法、誘導者の配置、立入禁止措置を盛り込んだ作業計画を定める。 ・作業所巡視の際に、打合せ通りの作業が行われているか確認を行う。 ・作業中の立入禁止措置状況の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、職長、作業指揮者、誘導者には業務に必要な安全衛生教育を行う。 ・各作業打合せ書の作成は、関係者全員参加により行い、内容を関係者全員に周知させる。 ・職長は、変更の都度、各作業打合せ書の内容の追記、修正を行う。 ・発生災害・事故の原因問題点の抽出と、再発防止対策を遵守する。
	<p>③倒壊・崩壊災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者の選任 ・作業計画の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・足場・型枠支保工等の仮設構造物及び掘削作業の計画時には参画する。 ・構造物の解体時、具体的な危険防止措置を盛り込んだ作業計画の作成を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画書通りの作業が行われているかで作業させる。 ・掘削作業を行う場合、作業箇所及び周辺の地山の調査を行い作業計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・足場等を組立てるときは、作業の方法、順序等の作業計画を定めそれに基づいて組立てる。 ・型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて組立てる。 ・地山掘削作業は、作業計画に基づいて必要な措置を実施する。
	<p>④リスクアセスメントの実施、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指差し呼称（一人KY）の推進 ・KY活動、4S活動、ひと声かけ運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害事例を検討し、店社としてのリスクアセスメントを実施する。 ・指差し呼称の定着化を行う。 ・不安全行動による災害防止を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書作成時にリスクアセスメントを実施する。 ・「見える化」安全活動を実施する。 ・「指差確認」テープを袖に貼り活動を実施する。 ・作業場の巡視時に、積極的に「声かけ」を行なう。又、法令違反、指示事項等の遵守違反を是正指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順書にリスクアセスメントを取り入れて作成する。 ・作業開始前に作業方法の周知を行い、作業中は打合わせ事項を遵守する。 ・良好な職場環境を形成するため、「整理、整頓、清掃、清潔」を徹底する。 ・職長、作業員は「指差確認」テープを袖に貼りつけ実施を意識させる。 ・ひと声かけ運動に積極的に参加し、他職でも仲間という意識を持たせる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">2 交通事故の防止</p>	<p>①交通ルールの遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転管理者による運転指導を定期的に行う。 ・現場周辺道路状況を確認し安全対策の指導を行う。 ・10分前出発を励行する。 ・ドライブレコーダーの取り付け、使用を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店社からの資料を用いて作業所内の安全運転教育を行う。 ・作業所の交通ルールを策定し周知を行う。 ・10分前出発を呼びかける。 ・ドライブレコーダーの使用を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主は、運転者に交通安全教育を行う。 ・職長は、新規入場時に現場の交通ルールを周知させ、安全運転を指導する。 ・事業主は、10分前出発を呼びかける。 ・事業主は、業務車両にドライブレコーダーの設置し使用を徹底する。
	<p>②子どもとお年寄りへの思いやり運転</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者に配慮した運転を心がけるよう指導する。 ・交差点付近での速度抑制を指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供とお年寄りに対してゆとりと譲り合いの心で、思いやり運転に努める。 ・交差点付近では直ぐに停止できるよう速度を押える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供とお年寄りに対してゆとりと譲り合いの心で、思いやり運転に努める。 ・市街地の交差点では、脇から子供やお年寄りが出て来ても止まれるようにスピードを落として走行する。
	<p>③アルコールチェックの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務で車を運転する前と運転終了時にアルコールチェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務で車を運転する前と運転終了時にアルコールチェックを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、業務で車を運転する前と運転終了時にアルコールチェックを行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">3 公衆災害の防止</p>	<p>①架空線、地下埋設物の事前調 周知徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工検討会に参加し、事前調査が実施され災害防止計画が立てられているか確認する。 ・パトロール時に、施工計画書のとおり工事が行なわれているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工に際し、発注者、架空線・埋設物管理者と連絡調整を図り公共物破損事故を防止する。 ・現場の教育。 ・架空線に注意が向くよう目印表示を設置する。 ・地下埋設物に注意が向くよう目印表示を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目印表示等の設置個所では事前の打ち合わせに基づき作業する。 ・埋設物の付近では手作業で行う。 ・「埋設物注意」「架空線注意」等の「のぼり」を活用する。 ・新規入場時教育を行い、危険箇所を周知する。 ・作業の内容に応じた作業員の適正配置を行う。
	<p>②架空線の保護、位置の明示</p>			
	<p>③地下埋設物の位置の明示</p>			
	<p>④誘導員・見張り人の適正配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員、保安設備が有効に機能するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道・歩道・民地の近接作業では誘導員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員の合図に従って作業を行う。
	<p>⑤飛散・振動・騒音対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣対策を要する作業所に対し、発注者、第三者および地元からの情報収集の結果により対策を確認し、支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣とのコミュニケーションを図り、状況説明を行う。 ・著しい振動・騒音等を発生する作業は、施工計画時に検討を行い、工法の変更協議を行う。 ・突風や強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者からの苦情の対応方法を作業員に教育する。 ・施工機械を正しい方法で使用する。
	<p>⑥歩行者と通行車両への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施工検討会に参加し周辺の状況により、誘導員の配置や保安設備について指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法、仮囲い、養生方法を検討し実施する。 ・巡視の際に仮囲いや養生の状態を点検する。 ・状況により現場入り口の誘導員の配置を計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報を常に把握し、突風等の対策を事前に立てておく。 ・仮囲いや養生を確実に実施する。 ・作業終了時、仮囲い等の復旧を確実に実施する。 ・誘導者の合図に従って作業を行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">4 心身の健康保持増進</p>	<p>①快適な職場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境、作業方法を改善して安全衛生水準の向上を図る。 ・働き方を考え長時間労働を無くす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店社の指導の下に作業環境・作業方法の改善を行う。 ・朝礼、休憩時に腰痛体操を取り入れる。 ・高年齢作業員の作業配置に配慮するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の健康状態を把握し、心身両面の健康づくりを行なう。 ・作業姿勢について腰痛予防の指導を行い、腰痛体操を行う。 ・作業環境、作業方法を改善するために、元方事業者と積極的に打合せを行う。
	<p>②健康診断実施による疾病の早期発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断を実施し有所見率を下げる対策を講ずる。 ・健康保持増進を継続的かつ計画的に推進する体制を確立する。 ・受動喫煙防止対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期の熱中症、冬期の寒中対策を早めに実施する。 ・腰痛予防体操を実施する。 ・健康KYを行い記録に残す(当社KY用紙)。 ・受動喫煙防止対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢作業員の配置は体力、技能に応じた配置を行う。 ・年齢・経験・能力・性別・健康を配慮した適性な配置を行なう。 ・熱中症の事例を用い、予防方法・救急措置について安全衛生教育を行う。 ・職場の禁煙を推進する。
	<p>③働き方改革による長時間労働の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の予防方法、緊急時の救急措置方法等について安全衛生教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーを設定し時間外労働の削減に努める。 ・作業所長は労働時間を管理し、従来の作業方法を検討、改善し労働時間を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職長は、朝礼後のKYで作業員の健康状態を問い掛けで確認し記録に残す。
	<p>④メンタルヘルス対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の健康状態を把握し、心身両面にわたる健康づくりに取り組む(メンタルヘルスの推進)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に変化や違和感を感じた際は上司に相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時の健康診断、定期健康診断、業務ごとに指定される特殊健康診断を受診させる。 ・心身に変化や違和感を感じた際は事業主に申し出る。